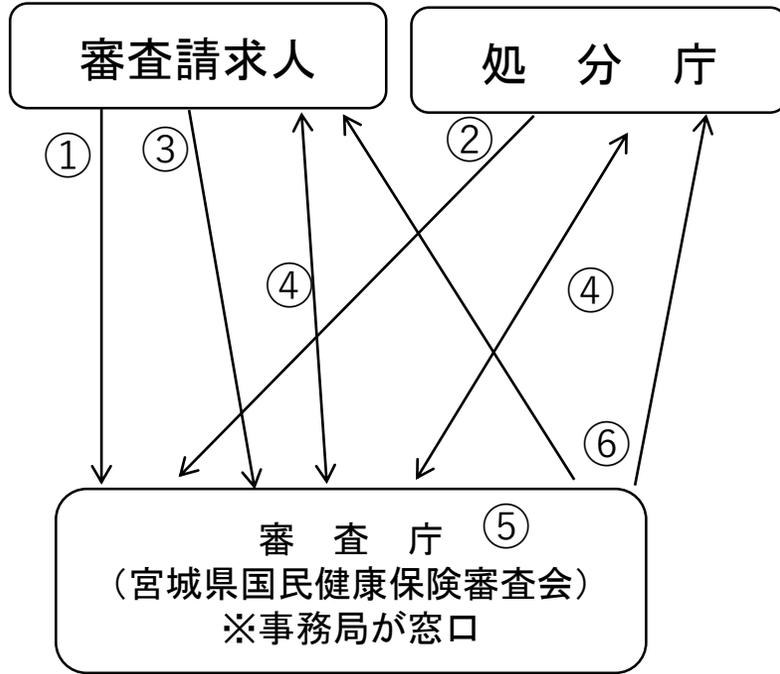


資料5 事務処理の基本的な流れ



【留意点】

- ・ 審査請求期間等（国民健康保険法第99条）
審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に文書又は口頭でしなければならない。
- ・ 審査請求の取下げ（行政不服審査法第27条）
審査請求人は、書面により、裁決があるまでいつでも審査請求を取り下げることができる。
- ・ 審理手続きの併合（行政不服審査法第39条）
審理の促進・迅速な処理の観点から必要があるときは、数個の審査請求に係る審理手続きを併合することができる。

①～④，⑥は、会長の指揮のもと、事務局が事務処理を行う。

委員の合議

① 審査請求の受理	審査庁は、審査請求の形式が適法かどうか確認を行い、必要に応じて補正命令を行う。補正命令に応じない場合や不適法であって補正できないことが明らかな場合は、審理手続きを行わず裁決で却下することができる。
② 弁明書	審査庁は、処分庁に対し弁明書を求めるものとされている。
③ 反論書	審査請求人は、弁明書に対し反論書を提出することができる。
④ その他の手続き	必要に応じて、②～③を繰り返すほか、審理関係人からの証拠書類等の提出、物件の提出要求、審理関係に対する質問などの審理手続きが行われる。
⑤ 開催・裁決	審査会は、事案を審理し、裁決に関する議決を行う。 ※審査会が口頭意見陳述を聴取する場合がある。
⑥ 裁決書の送付	裁決書を審査請求人及び処分庁に送付することで、裁決の効力が生じる。

(参考) 宮城県国民健康保険審査会事務局処務規程 (平成17年4月1日施行)

(職務)

第5条 幹事は、審査会の会長の命を受け事務局を総括し、書記を指揮監督する。

(専決)

第7条 幹事は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 事務局の事務運営に関すること。
- (2) 審査請求の受理、補正命令に関すること。
- (3) 審査会の開催及び委員の招集の通知に関すること。
- (4) 管轄外時の移送通知に関すること。
- (5) 弁明書及び反論書等の提出通知に関すること。
- (6) 法第101条の規定による審査会の指定する者に対する調査の指示及び依頼に関すること
- (7) 審査会の裁決書の通知に関すること。
- (8) 第2号から前号までに掲げるもののほか、審査会と審査請求人、保険者及びその他の利害関係人との間における通知各種書類の送付に関すること。
- (9) その他、事務の内容により専決することが適当であると認められること。

(文書の施行者名)

第10条 文書の施行者名は、審査会の判断に関するものは会長名とする。

2 審査会の事務手続き等に関するものは幹事の名で施行することができるものとする。